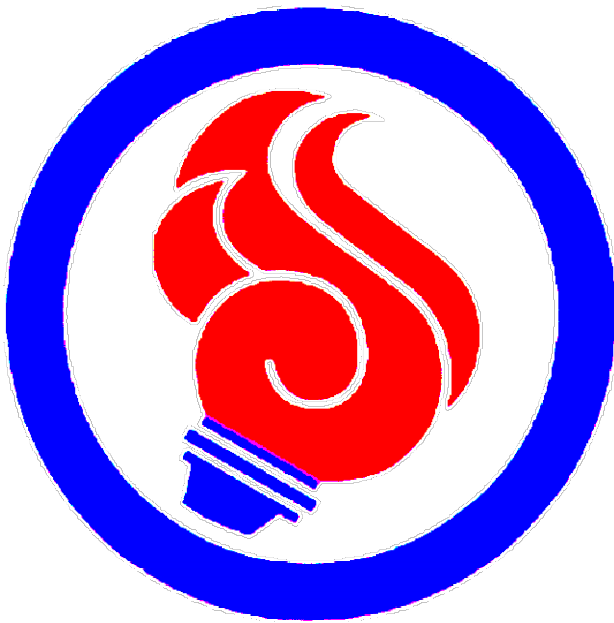


三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会

第2回総務企画専門委員会



日 時 令和元年10月18日（金）10時～

場 所 亀山市役所 3階 大会議室

目 次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 第2回総務企画専門委員会

【報告第1号】

第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体視察報告（総務企画分野）・・・ 1

【議案第1号】

三重とこわか国体亀山市協賛取扱要項（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【議案第2号】

三重とこわか国体亀山市協賛取扱基準（案）・・・・・・・・・・・・・・ 9

【議案第3号】

三重とこわか国体亀山市ボランティア募集要項（案）・・・・・・・・・・ 10

【議案第4号】

三重とこわか国体亀山市歓迎装飾実施要項（案）・・・・・・・・・・・・ 15

【議案第5号】

三重とこわか国体亀山市保険加入要項（案）・・・・・・・・・・・・・・ 16

【議案第6号】

三重とこわか国体亀山市識別用品整備要項（案）・・・・・・・・・・・・ 20

【参考資料】

資料1

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会総務企画専門委員会
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

資料2

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則・・・・・・・・ 24

資料3

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程・・ 29

資料4	
三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画	3 2
資料5	
三重とこわか国体亀山市広報基本計画	3 5
資料6	
三重とこわか国体亀山市市民運動基本計画	3 7
資料7	
三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画	3 9

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会

第2回総務企画専門委員会 次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

【報告第1号】

第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体視察報告（総務企画分野）

4 議事

【議案第1号】

三重とこわか国体亀山市協賛取扱要項（案）について

【議案第2号】

三重とこわか国体亀山市協賛取扱基準（案）について

【議案第3号】

三重とこわか国体亀山市ボランティア募集要項（案）について

【議案第4号】

三重とこわか国体亀山市歓迎装飾実施要項（案）について

【議案第5号】

三重とこわか国体亀山市保険加入要項（案）について

【議案第6号】

三重とこわか国体亀山市識別用品整備要項（案）について

5 閉会

報告事項

第74回国民体育大会 いきいき茨城ゆめ国体 視察報告

令和元年10月1日～6日まで、茨城県で開催されましたいきいき茨城ゆめ国体を視察しましたところ、内容は以下の通りでしたので報告します。

1. 目的

令和3年度に三重県で開催される「三重とこわか国体」において、本市が担当となるウエイトリフティング競技、軟式野球を中心に視察し、今後の業務に活用することを目的とする。また、おもてなしや輸送交通、皇族視察の状況など幅広く情報収集を行い、大会運営の参考とする。

2. 視察実施日：令和元年10月1日～6日（6日間）

3. 視 察 先：高萩市（ウエイトリフティング、軟式野球）

日立市（軟式野球）

4. 視 察 職 員：事務局職員4人

市職員6人

（総務班、受付案内班、競技会場班、式典表彰班、おもてなし班、環境美化班）

5. 視察報告（総務企画に関すること）

◆歓迎装飾について

来訪者をおもてなしする駅前、競技会場には、国体関係シャトルバス発着場の表示、横断幕、のぼり旗、コンパネ制看板、プランター（応援花壇）、案内所が設置されていた。市内の事業所や団体がプランター作成に協力し、会場や市内が装飾されていた。市内交差点には、会場への誘導看板が設置されていた。

◆受付、案内について

・会場内の案内、他会場への案内、シャトルバスの運行場所・時間、観光について一日をかけて見れる場所、また数時間で見れる場所等、尋ねられたことに対して迅速な対応ができるよう、事前に「ボランティア手引き」が配布され、その内容に従って案内をしていた。

・障がい者への対応として、1階出入り口に案内あり、会場内にも車いすが入れるスペースが確保されており、すぐに対応できるようになっていた。

・会場から駅等へ向かうシャトルバスの案内、または乗車できる場所や運行ルートは関係者全員がある程度は把握すべきであると感じた。必ず尋ねられる内容であるため、会場で質問される内容を想定した対応マニュアルが必要であると感じた。

◆売店の設置

来訪者に特産品・お土産・地元グルメ等を知っていただき、購入できるよう、会場内に設置された売店において、特産品、郷土物産品、市内の営業店舗等で販売している地酒、農産加工品、菓子などの土産品が販売されていた。また、国体グッズを専門に販売する売店も出店しており、いばらき国体マスコット「いばラッキー」を使用したオフィシャルグッズ、スポーツ用品、健康器具等が販売されていた。（9店舗）

◆おもてなし、ボランティア

・全国から来られる選手・監督・応援団・一般来場者等の方々を温かくお迎えするためのおもて

なし業務として、無料ドリンクサービス、おもてなし提供団体の出店が実施されていた。振舞われた食べ物は、売店、出店ブースに隣接して設置された休憩所で食べられていました。

・おもてなし業務については、市職員、ボランティア、出店業者の方々全員の協力のもとに成り立っていた。その中においても、ボランティアの方々は、競技会補助員として、おもてなしコーナー、ドリンクコーナー、会場内清掃、受付案内、駐車場整理など競技会期間中に延べ84名の方の協力をいただいていた。本市においても、大会成立の前提条件として、ボランティアの方々の確保が不可欠となる。

◆識別用品

業務を担当するスタッフは、役割により異なる色のスタッフジャンパーなどの識別用品を着用しており、識別用品を着ている人に案内を求めることができ、スムーズな案内につながっていた。会場以外においても、スタッフジャンパーを着用している市職員に案内をお願いした経緯もあり、尋ねる側としてもスタッフであることが認識できたため取り入れるべきである。少し離れたところに、案内のテント、駐車場はあったが、期間中の啓発はあっても良かったと感じた。

【記録写真】

<p>歓迎装飾（高萩市役所）</p>	<p>会場設置看板（日立市）</p>
	
<p>識別用品（ジャンパー、帽子）</p>	<p>各県応援幟旗（高萩市）</p>
	

応援グッズ無料配布（高萩市、野球）



無料ドリンクコーナー



売店設置（ウエイトリフティング）



地元産品無料配布（ウエイトリフティング）



おもてなし提供一覧（高萩市）

おもてなし 提供一覧		提供団体名
11:00～なぐり水菜終了		
2日(水)	ほおずきアイス	120食
	豚汁	200食
3日(木)	ほおずきアイス	120食
	豚汁	200食
4日(金)	ほおずきアイス	120食
	赤飯	200食
5日(土)	ぶっかけそば	200食
	ヤマメの塩焼き	200食
6日(日)	ぶっかけそば	200食
	ヤマメの塩焼き	200食

休憩所



駅構内案内所、ボランティア（日立駅）



駅構内カウントダウンボード（高萩駅）



会場内装飾（高萩市）



沿道装飾（シャトル乗降所⇄会場）



物品配布用袋



インタビューボード



議

案

三重とこわか国体亀山市協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される、三重とこわか国体および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）について、企業等からの協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発、歓迎装飾および大会運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受け入れた場合は、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、貼付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序または良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に関わるものであると認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさについて、実行委員会の承認を得て行うものとする。ただし、既存の製品提供の場

合は除く。

6 協賛への謝意

実行委員会が協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状等の贈呈を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等に、その旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 実行委員会が必要と認められる場合、この要項を改めることができる。

(様式第1号)

令和 年 月 日

協賛申込書

三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会 会長 櫻井義之様

申込者

住 所

名 称

代表者名

印

亀山市で開催される三重とこわか国体および競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	数 量	
	単 価	
	総額 (相当額)	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	令和 年 月 日	
そ の 他		

担当者

所 属

氏 名

電 話

(様式第2号)

令和 年 月 日

協賛受領書

申込者住所

氏名 様

三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会 会長 櫻井 義之

亀山市で開催する三重とこわか国体および競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	数量	
	単価	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	令和 年 月 日	
その他		

三重とこわか国体亀山市協賛取扱基準（案）

1 趣旨

この基準は、三重とこわか国体亀山市協賛取扱要項第5及び第6の規定に基づき、協賛の表示及び協賛への謝意について必要な事項を定める。

2 協賛者名等の掲載基準

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、次の表に掲げるとおりとする。

金額等	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
10万円以上	協賛者バナー貼付、 写真及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品に 協賛者名掲載	使用可
10万円未満	協賛者名掲載			

3 謝意の実施基準

協賛への謝意の実施基準は、次の表に掲げるとおりとする。

金額等	感謝状等	対応方法	対応者
50万円以上	感謝状	贈呈式	会長
50万円未満 10万円以上		持参	事務局長
10万円未満	礼状	郵送	—

4 その他

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 協賛者の呼称使用については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、以下のフレーズを無償で使用できる。
 - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催競技を応援しています。
 - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催競技会の協賛企業です。
 - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催（競技名）競技会の協賛企業です。
 - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市スポンサーです。

三重とこわか国体亀山市ボランティア募集要項（案）

1 目的

この要項は、本市で開催される三重とこわか国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という）を市民参加型の夢と感動にあふれる大会とするため、大会の運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

区 分	主 な 活 動 内 容
広報活動	イベント等での広報活動 とこわかダンスの普及 その他広報活動
記録	イベントや大会会場での記録（写真）
受付・案内	大会会場での受付、案内、資料配布 案内所での情報提供、観光案内
会場整理	大会会場での誘導、整理 駐車場での整理 シャトルバス乗降案内
環境美化	大会会場及び周辺の清掃 プランターの管理 ごみ箱の管理
休憩所	休憩所でのドリンクサービス
弁当配布	弁当の引き換え、回収

4 活動期間

ボランティア登録日から大会終了日までとする。

5 募集人数

300人程度

6 募集期間

令和元年12月から募集人数に達するまでとする。

ただし、実行委員会は必要に応じて期間を変更することができるものとする。

7 募集要件

平成22年4月1日以前に生まれた方で、次のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で、18歳未満の方については、保護者の同意を得るものとする。

- ・本市に在住もしくは通勤、通学している個人。
- ・本市に活動拠点を有する団体。
- ・上記以外の方で、実行委員会が必要と認めた個人または団体。

8 応募方法

所定の申込書及び必要書類を、実行委員会事務局へ持参、郵送、FAXまたはメールのいずれかの方法により申し込むものとする。ただし、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要となるため、持参または郵送に限る。

9 登録、変更、取消

(1) 実行委員会は、募集要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 実行委員会は、ボランティアの登録を受けた者または団体（以下「登録者」という。）から届出があった場合は、登録内容を変更することができる。

(3) 実行委員会は次の場合、登録を取り消すことができる。

- ・登録者から届出があった場合
- ・大会のイメージを損なう行為があった場合
- ・ボランティア活動に支障があると判断した場合

10 活動内容及び活動期間の決定

登録者の活動内容、活動期間及び活動場所については、希望調書等を参考に、実行委員会が決定する。

11 研修等

実行委員会は、登録者に対し、活動内容に応じて必要な研修、事前説明等を行う。

12 報酬、交通費等

ボランティア活動及び研修等の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。ただし、実行委員会が必要と認める場合は、昼食を支給することができる。

1 3 識別用品

実行委員会は、ボランティア活動に当たって、第三者との識別をする必要があると判断した場合は、服飾または識別用品もしくはその両方を支給する。

1 4 保険

登録者のボランティア活動及び研修等にあたっては、実行委員会において「損害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。

1 5 個人情報の保護

応募者の個人情報については、大会の運営又はその準備のみのために使用し、それ以外の目的には使用しない。

ただし、申込時に三重県の三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

1 6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

三重とこわか国体亀山市ボランティア登録申込書

◆必要事項の記入及び該当欄にチェックをお願いします。 申込日（ 年 月 日）

申込区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体（ 人） <small>団体申込の場合は、以下の項目に代表者の方の内容を、裏面に構成される方の内容を記入してください。</small>			
ふりがな		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成
氏名			年 月 日（ 歳）	
		性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住所	〒			
連絡先	自宅電話		携帯電話	
	F A X		Eメール	

上記の者について、ボランティアへの参加を承諾します。（18歳未満の場合は必ずご記入ください。）

保護者氏名		印	続柄	
			連絡先	

運営ボランティア活動について下記のとおり希望します。

種類	<input type="checkbox"/> 広報活動 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 受付・案内 <input type="checkbox"/> 会場整理 <input type="checkbox"/> 環境美化 <input type="checkbox"/> 休憩所 <input type="checkbox"/> 弁当配布			
ボランティアを希望する競技の日程	●リハーサル大会			
	<input type="checkbox"/> 軟式野球	2020年	5月30日（土）	～ 5月31日（日）
	<input type="checkbox"/> ウエイトリフティング	2020年	11月22日（日）	～ 11月26日（木）
	●本大会			
	<input type="checkbox"/> 軟式野球	2021年	9月26日（日）	～ 9月27日（月）
	<input type="checkbox"/> ウエイトリフティング	2021年	9月30日（木）	～ 10月 4日（月）
特技・資格など				

個人情報の提供

総合開・閉会式、全国障がい者スポーツ大会のボランティアを募集している県実行委員会への情報提供に同意されますか。同意された方には、県実行委員会からボランティア募集の案内が届くことがあります。

同意する

同意しない

◆お申し込み・お問い合わせ先◆

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会事務局

（亀山市生活文化部文化スポーツ課国体推進グループ内）

〒519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1

T E L : 0595-96-1225 F A X : 0595-96-2414

E-mail : kokutai@city.kameyama.mie.jp

※全体の調整等によりご希望に添えない場合がありますことをご了承ください。

三重とこわか国体亀山市ボランティア 団体申込名簿

(団体名 : _____)

※下欄は代表者以外の方のご記入をお願いします。

No.	ふりがな 氏 名	性 別	生年月日	年 齢	住 所 電話番号・メールアドレス	保護者の同意 (18歳未満の方のみ)
2	-----	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		〒 ----- ----- @	保護者氏名 _____ 印 続柄 _____
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 広報活動 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 受付・案内 <input type="checkbox"/> 会場整理 <input type="checkbox"/> 環境美化 <input type="checkbox"/> 休憩所 <input type="checkbox"/> 弁当配布					
	三重県実行委員会への個人情報提供に <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない					
3	-----	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		〒 ----- ----- @	保護者氏名 _____ 印 続柄 _____
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 広報活動 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 受付・案内 <input type="checkbox"/> 会場整理 <input type="checkbox"/> 環境美化 <input type="checkbox"/> 休憩所 <input type="checkbox"/> 弁当配布					
	三重県実行委員会への個人情報提供に <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない					
4	-----	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		〒 ----- ----- @	保護者氏名 _____ 印 続柄 _____
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 広報活動 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 受付・案内 <input type="checkbox"/> 会場整理 <input type="checkbox"/> 環境美化 <input type="checkbox"/> 休憩所 <input type="checkbox"/> 弁当配布					
	三重県実行委員会への個人情報提供に <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない					
5	-----	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		〒 ----- ----- @	保護者氏名 _____ 印 続柄 _____
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 広報活動 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 受付・案内 <input type="checkbox"/> 会場整理 <input type="checkbox"/> 環境美化 <input type="checkbox"/> 休憩所 <input type="checkbox"/> 弁当配布					
	三重県実行委員会への個人情報提供に <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない					
6	-----	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		〒 ----- ----- @	保護者氏名 _____ 印 続柄 _____
	希望する活動 <input type="checkbox"/> 広報活動 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 受付・案内 <input type="checkbox"/> 会場整理 <input type="checkbox"/> 環境美化 <input type="checkbox"/> 休憩所 <input type="checkbox"/> 弁当配布					
	三重県実行委員会への個人情報提供に <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない					

※申込書と併せて提出をお願いします。申込者が多い場合は、本様式を複写してお使いください。

※申込時点で18歳未満の方は保護者の同意が必要です。

【保護者の方へ】

保護者の同意欄は、応募者の「ボランティアの応募及び活動への参加」に同意のうえ、必ず保護者の方が記入し、捺印してください。

同意欄が空欄または手書ではない場合、申込みを無効とします。(条件を満たす他の構成員は有効)

三重とこわか国体亀山市歓迎装飾実施要項（案）

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）に参加する、選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者を温かく迎え、心のこもったおもてなしができるよう、歓迎装飾の実施に関して必要な事項を定める。

2 歓迎装飾の実施

装飾の実施については、次のとおりとする。

- (1) 市民および関係機関・団体等の協力を得て、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する。
- (2) 景観等に配慮し、華美・過大な歓迎装飾を避けるとともに、関係機関・団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。
- (3) 実行委員会以外の者が、自ら歓迎装飾を実施しようとするときは、あらかじめ実行委員会と協議のうえ、実施するものとする。

3 歓迎装飾の実施場所

競技会場、練習会場および主要交通拠点並びにその周辺等、その他必要な場所とする。

4 歓迎装飾の時間

歓迎装飾の実施時間は、大会の開催準備に要する時間および大会開催期間とする。ただし、実情に応じて期間を変更できるものとする。

5 歓迎装飾の種類

歓迎装飾は、歓迎看板、のぼり旗、その他歓迎の意を表す装飾とする。

6 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、実行委員会の責任において速やかに行うものとする。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾の実施について、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市保険加入要項（案）

1 目的

この要項は、本市で開催される、三重とこわか国体（以下「大会」という。）について、開催準備業務および開催期間中（以下「大会期間中等」という。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について、必要な事項を定め、円滑な大会運営を図ることを目的とする。

2 契約

保険は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所および会場内外に配置する看板や仮設物等、実行委員会が所有または管理運営するものならびに運営上の過失から生じた事故により、第三者（使用会場の既存財物含む）の生命・身体・所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区 分	補償内容【てん補限度額】		
	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	1 億円	1 億円	3 億円
対 物	—	1 億円	3 億円

イ 受託物賠償事故

大会期間中等に実行委員会が借り受けた、または預った器具等を保管、または使用中に火災・盗難もしくは取り扱い上の不注意により損壊させたことにより損害賠償責任を負う事故をいう。

区 分	補償内容【てん補限度額】	
	1 事故	保険期間中
対 物	時価	時価総額

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区 分	補償内容【てん補限度額】		
	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	3 千万円	3 億円	3 億円

エ 医師等賠償事故

実行委員会が管理する救護所等での医療行為ならびに看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区 分	補償内容【てん補限度額】		
	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	1 億円	1 億円	3 億円

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、ふるまい協力団体員、医師および看護師の大会従事者が、大会準備業務もしくは開催業務に従事している時、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
大会役員 競技会役員 競技役員 競技補助員 競技会補助員 ふるまい協力団体員	2, 500 万円	5, 000 円	3, 000 円
医 師	1 億円	30, 000 円	10, 000 円
看護師	3 千万円	10, 000 円	5, 000 円

4 適用除外

前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風为天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心身喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険特約上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めない事項は、保険契約に係る損害賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特約条項の定めるところによる。
- (2) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、この要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号

事故報告書

令和 年 月 日

三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会 会長 櫻井 義之 様

報告者

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負傷者	住所
	氏名
	TEL () -
医療期間	住所
	名称
	担当医師
傷害内容	傷病名
	症状・程度など

三重とこわか国体亀山市識別用品整備要項（案）

1 目的

この要項は、三重とこわか国体（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、役員、係員等の識別用品について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 整備品目

識別用品として整備する用品は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 大会

- ア IDカード
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他実行委員会が必要と認める者

4 デザイン等

識別用品のデザインは、原則として、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山

市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定するものとし、大会及びリハーサル大会に従事する、役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

5 識別用品の着用

配布対象者は、大会及びリハーサル大会の運営に従事する期間中は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 競技共催市町との協議による整備

他市町と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市町と協議して定める。

7 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品整備に関し必要な事項は別に定める。

參考資料

三重とこわか国体・とこわか大会亀山市実行委員会 総務企画専門委員会委員名簿

敬称略、順不同

委員会役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	事務局長	小坂 平和
委員	亀山市スポーツ推進委員会	副会長	内田 雅仁
委員	亀山商工会議所	課長	加藤 優一朗
委員	一般社団法人 亀山青年会議所	副理事長	山田 拓朗
委員	亀山市自治会連合会	理事	栗本 暉巳
委員	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	事務局長	藤本 高尚
委員	一般社団法人 亀山市観光協会	事務局長	本間 一也
委員	亀山市小中学校長会	会長	高嶋 浩史
委員	亀山市総合政策部政策課	課長	笠井 武洋
委員	亀山市総合政策部財務課	課長	田中 直樹
副委員長	亀山市生活文化部まちづくり協働課	参事兼課長	深水 隆司
委員	亀山市生活文化部地域観光課	課長	木田 博人
委員	亀山市健康福祉部地域福祉課	課長	小林 恵太
委員	亀山市健康福祉部子ども未来課	参事兼課長	豊田 達也
委員	亀山市産業建設部産業振興課	課長	富田 真左哉
委員	亀山市教育委員会事務局教育総務課	課長	大泉 明彦

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関する事。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
- 9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

- 第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。
- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員、委員、顧問である者は、三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会の役員、委員、顧問に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合計画

1 趣旨

三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「国体」という。）の成功に向けて、市民の英知と総力を結集し、第2次亀山市総合計画に掲げる「市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいる」姿を目指し、「第76回国民体育大会亀山市開催基本方針」に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 主要項目

(1) 総務企画

県・競技団体・関係機関および関係団体（以下「県等」という。）と連携し、円滑な大会運営を行うため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国体開催に対する市民の理解や参加意識を高めるため、報道機関等と連携し、積極的な広報活動を推進するとともに、豊かな自然、歴史、文化、産業など、本市の魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民総参加のもと、国体開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていくとともに、国体開催の経験をその後のまちづくりにつなげるよう努める。

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えすることで、「また訪れたい」と感じていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

競技会開催については、県等と緊密な連携を図り、円滑で効率的な運営に努めるとともに、競技に必要な用具等の調達を遅滞なく行う。

(7) 施設

競技施設については、国民体育大会開催基準要項の施設基準を尊重しつつ、最大限、既存施設の有効活用に努めるとともに、国体開催後の利用も視野に入れた整備を行う。

(8) 式典

創意工夫をこらし、簡素で効率的な魅力ある式典とする。

(9) 宿泊

選手や監督、競技役員等の宿泊については、県等と緊密に連携を図り、安全で快適な宿舎が確保されるよう、配宿及び受け入れ体制を確立する。

(10) 医事・衛生

国体に関わる全ての方々の健康、安全を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関等と連携を図るとともに、食品衛生及び環境衛生に配慮し、防疫対策及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者関係機関と連携を図り、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制を確立する。

(12) 警備・消防

競技会場等大会に関係する施設における災害の防止と治安の確保、並びに非常時における緊急対応に万全を期するため、警察や消防等関係機関と連携を図り、消防防災・警備体制を確立する。

3 年次計画

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)

年	2018年(3年前)	2019年(2年前)	2020年(1年前)	2021年(開催年)	
開催地	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	
開催までの流れ	総合視察 (日体協・文科省) 会期決定		リハーサル大会開催	本大会開催	
庁内組織	国体推進G設置	庁内実施本部設置	リハーサル大会実施本部設置	本大会実施本部設置	
準備組織	実行委員会設置	総会開催	総会開催	総会開催	
	常任委員会設置	常任委員会開催			
	総務企画専門委員会設置 競技式典専門委員会設置 宿泊衛生専門委員会設置 輸送交通専門委員会設置	総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催			
総務企画専門委員会	総務企画	開催方針策定			
		専門委員会規程作成			
		開催推進総合計画策定	運営ガイドライン検討	業務必携作成(リハ大会)	業務必携作成(本大会)
	財務		識別用品整備要項作成	識別用品作製	
			協賛取扱要項作成	協賛募集	
	広報		広報基本計画策定		
			広報啓発活動の推進		
			ホームページ等情報発信		
	市民運動		市民運動基本計画策定		
			市民運動の実践		
		ボランティア募集要項作成	ボランティア募集 ボランティア業務計画作成 ボランティア養成	ボランティア編成・配置	
歓迎・接件		歓迎・接件基本計画策定			
		歓迎装飾実施要項作成	歓迎装飾実施(リハ大会)	歓迎装飾実施(本大会)	
		案内所設置要項作成	案内所設置(リハ大会)	案内所設置(本大会)	
		休憩所設置要項作成	休憩所設置(リハ大会)	休憩所設置(本大会)	
		売店設置要項作成	売店設置(リハ大会)	売店設置(本大会)	
		ガイドマップ検討		ガイドマップ作成・配布	
競技式典専門委員会	競技	競技運営基本計画策定	競技別実施要項作成	競技別プログラム作成	
			組合せ抽選会実施要項作成	参加受付・組合せ抽選会実施	
		競技用具整備計画作成	競技用具整備(リハ大会)	競技用具整備(本大会)	
		競技役員等編成案作成	競技役員等決定・名簿作成	競技役員等委嘱	
		競技会係員・補助員編成計画作成	競技会係員・補助員編成・養成	競技会係員・補助員委嘱	
		開催基本計画(リハ大会)作成 大会実施要項(リハ大会)作成	リハーサル大会プログラム作成		
	施設		施設整備基本計画策定		
			会場設営実施設計	会場設営(リハ大会)	会場設営(本大会)
式典		式典基本計画策定			
		式典実施要項作成	競技別式典実施要領作成	競技別式典実施	
			炬火・採火式実施計画作成	炬火・採火式実施	
宿泊衛生専門委員会	宿泊	宿泊基本計画策定	宿泊実施要項作成(リハ大会)	宿泊実施要項作成(本大会)	
		弁当調達要項作成 弁当調製施設選考基準作成	弁当調達(リハ大会)	弁当調達(本大会)	
	医事・衛生	医事・衛生基本計画策定			
		医療救護対策要項・要領作成	救護所設置計画作成 救護所設置(リハ大会)	医事・衛生本部設置 救護所設置	
		防疫対策要項・要領作成 食品衛生対策要項・要領作成 環境衛生対策要項・要領作成			
輸送交通専門委員会	輸送・交通	輸送・交通基本計画策定			
		輸送業務実施要項作成	輸送実施計画作成 輸送実施(リハ大会)	輸送・交通本部設置	
		駐車場調査・確保	駐車場管理運営要領作成		
警備・消防		消防防災・警備基本計画策定 消防防災・警備実施要項作成	消防防災・警備本部設置(リハ大会)	消防防災・警備本部設置(本大会)	

第7回三重とこわか国体・三重とこわか大会開催

最終総会・解散
大会報告書作

三重とわか国体亀山市広報基本計画

1 目的

三重とわか国体開催に対する市民の理解や参加意識を高めるとともに、豊かな自然・歴史・文化・産業など、本市の魅力を全国に発信するため、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、計画的かつ効率的な広報活動を積極的に展開する。

2 内容

(1) 印刷物による広報

大会を象徴する愛称・スローガン・マスコットなどを活用した各種印刷物や啓発物品を作成し、大会開催を広く周知する。

- ア 市、関係機関等の広報紙への掲載パンフレット等の作成
- イ PR広報紙の作成
- ウ パンフレット等の作成
- エ 啓発物品の作製

(2) メディアによる広報

多様なメディアを活用し、広範囲に迅速かつ効果的な情報発信を行う。

- ア 市ホームページやSNS等による情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等による情報発信
- ウ 市の既存の広報番組等の活用

(3) イベントによる広報

主催イベントを実施するとともに、既存の各種イベントとの連携を図る。

- ア マスコット、イメージソング等を活用した啓発イベントの開催
- イ 市関係機関、団体等が開催するイベント等との連携、参加

(4) 工作物等による広報

各種工作物を作成し、市民に周知する。

- ア 広告塔、歓迎塔の設置
- イ 横断幕、懸垂幕、幟の設置
- ウ 案内板の設置
- エ カウントダウンボードの設置

(5) 大会報告書等による広報

三重とわか国体の成果を記録にとどめるため、大会報告書等を製作する。

ア 大会報告書等の作成

三重とこわか国体亀山市市民運動基本計画

1 目的

三重とこわか国体の成功に向けて、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、市民総参加のもと、国体開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げるとともに、大会の開催を本市のまちづくりの基本方針である「市民力・地域力が輝くまちづくり」の推進につなげることを目的とする。

2 内容

(1) 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、さまざまな形で大会に携わり、喜びと感動を共有できる大会を目指す。

(2) 来訪者を心から歓迎し、おもてなしする大会

全国からの来訪者を温かく迎え、おもてなしすることにより、関わる人の交流の場となる大会を目指す。

(3) 市民の主体的な健康活動を促す大会

大会を契機にスポーツ・レクリエーション行事への参加意欲を高め、将来的に「市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しむ」姿につながる大会を目指す。

(4) 本市の魅力を発信する大会

全国から訪れる方々が、大会を通じて歴史・文化・自然・食などに触れることにより、本市の魅力を全国に発信する大会を目指す。

(5) 清潔で環境に配慮した快適な大会

清掃美化活動や環境への配慮などにより、関わるすべての方々が快適さを感じる大会を目指す。

3 推進方法

(1) 市民の理解と関心を高め、市民一人ひとりが自ら行動を起こし、運動が広がるよう、各種広報活動を進める。

(2) 市民の参加機会がより広がるよう、市民団体、関係機関等と連携して進める。

- (3) 従来から実施されている各種市民運動や企業の社会貢献活動等と連携し、それぞれの立場に応じた推進分野を担当し、より多くの市民の理解と参加が得られるよう、地域や団体の事情に配慮した活動を進める。

三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画

1 目的

三重とこわか国体に参加する、選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者ならびに一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）の歓迎・接伴については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、本市を訪れる方々を温かくお迎えすることで、「また訪れたい」と感じていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供することを目的とする。

2 内容

(1) 歓迎意識の高揚

市民一人ひとりが、本市を訪れる大会参加者等をおもてなしの心で接するよう、歓迎意識の高揚に努める。

(2) 歓迎装飾

亀山市を訪れる大会参加者等に歓迎の意思を伝えるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

(3) 案内所の設置

大会参加者等にさまざまな情報を提供するため、競技会場、主要駅等に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び連絡業務等を行う。

(4) 休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として活用するため、競技会場に休憩所を設置する。

(5) 売店等の設置

大会参加者等の利便性を考慮するとともに、本市の特産物の紹介および販売を促進するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。